

令和8年度 燕市国民健康保険税

「子ども・子育て支援金制度」創設への対応について

議案 番号	63	資料 番号	1
税務課			

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」が令和6年6月12日に公布され、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、全ての医療保険で保険料とあわせて拠出いただく「子ども・子育て支援金制度」が創設され、令和8年度から施行することになりました。この支援金は、児童手当の拡充など、法律に規定されている「こども・子育て世帯向けの給付」のみに充てられます。

市では制度創設に対応するため、国の補助金を活用し、国保システムの改修・制度の市民周知など、取り組みを進めて参ります。

変更内容（国保税の算定区分に「子ども・子育て支援金分」が加わります）

算定区分	算定基礎		算定区分	算定基礎
医療分	平等割・均等割・所得割	➡	医療分	平等割・均等割・所得割
後期支援金分	均等割・所得割		後期支援金分	均等割・所得割
介護分(40~64歳)	均等割・所得割		介護分(40~64歳)	均等割・所得割
			子ども・子育て支援金分	税率も含めて検討中 (18歳以下の均等割は10割軽減)

※子ども・子育て支援金分についても、軽減措置（低所得者に対する7割・5割・2割など）は医療分と同様に適用します。

今後の予定

項目	令和7年度									令和8年度		
	7月	8月	9月	10	11	12月	R8.1月	2月	3月	R8.4~6月	7月~	
条例改正等	国保運協 制度説明	変更内容 の説明	周知 広報など			国保運協 諮問	国保運協 答申		条例 改正	周知 チラシや広報など		徴収 開始
システム対応		補正予算	補助申請		標準化	システム改修作業						

※ **標準化** 情報システムを全国統一仕様の標準化システムに更新します。燕市では1月を予定しています。

国庫補助金を活用した事業概要

システム改修費等が補助対象である、国の子ども・子育て支援事業費補助金を活用し、以下の事業を実施

■予算	歳入	国庫補助金（こども家庭庁長官が認めた額）	8,532千円
	歳出	消耗品費（リーフレット等作成）	75千円
		印刷製本費（テスト用納税通知書印刷）	500千円
		委託料（システム改修費）	7,904千円
			小計 8,479千円
		※時間外勤務手当（既決予算）	53千円
			合計 8,532千円

■計画している事業内容

- 市民周知：広報つばめに周知記事を掲載するほか、リーフレットを配布
- システム改修：納税通知書等に子ども・子育て支援金の算定欄を追加
各種統計資料作成機能に、子ども・子育て支援金分を追加
システム動作テストの実施
- 体制整備：市民周知・問合せ対応・システム動作テストなど業務増加による職員時間外勤務手当を想定

【参考1】国が試算した「子ども・子育て支援金」の被保険者負担額

■国民健康保険の「被保険者一人当たり」負担額は平均月額250円～400円

資料出展：子ども家庭庁のホームページから

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

R8/R9は
激変緩和
措置実施

※上記金額には「介護分」は含まれていません

●一覧表の負担額について（令和8年度見込み額の場合）

被用者保険の場合：被保険者と被扶養者を合わせた加入者ひとり当たりでは300円、被保険者に対しては450円

国民健康保険の場合：（被扶養者はいないため全員が被保険者）ひとり当たりは250円、世帯当たりでは350円

【参考2】子ども・子育て支援金を活用した事業

■こども家庭庁が計画中または既に実施している事業

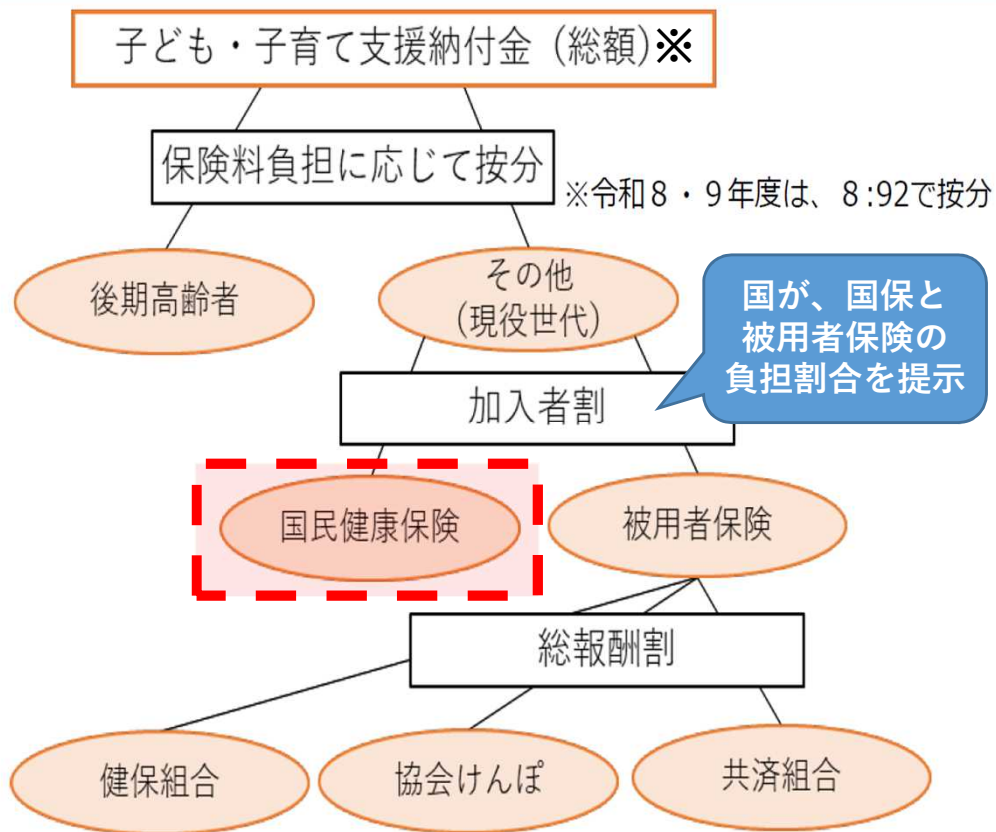
資料出展：子ども家庭庁のホームページから

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
改正法案成立・公布		児童手当の抜本的拡充 <ul style="list-style-type: none"> 所得制限の撤廃 高校生年代までの支給期間の延長 第3子以降の支給額増額（3万円） 			
	出産・子育て応援交付金 (予算事業)	妊婦のための支援給付 (妊娠・出産時の10万円相当の給付金) として制度化			
	こども誰でも通園制度 (試行的事業)	こども誰でも通園制度 (法定事業化)	こども誰でも通園制度 (乳児等のための支援給付) (給付化)		
		<ul style="list-style-type: none"> 出生後休業支援給付 (育児休業給付とあわせて手取り10割相当) の創設 育児時短就業給付 (時短勤務中の賃金の10%支給) の創設 			
		国民年金第1号被保険者の 保険料免除措置 の創設 (約1.7万円/月 ※令和6年度)			

社会保険制度は、社会連帯の理念を基盤としてともに支え合う仕組みです。子ども・子育て支援金制度も、こうした**連帯によって、将来を担う子どもたちや子育て世帯を全世代・全経済主体で支える仕組み**となっています。

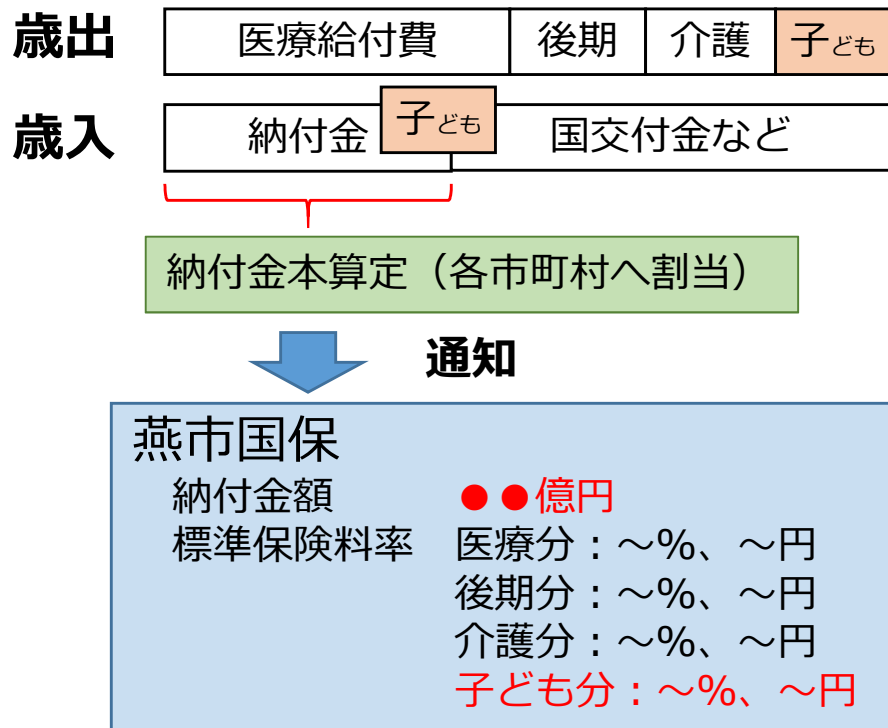
【参考3】 税率決定までの流れ

① 国が納付金を各保険者に割り当てます



※納付金（総額）は、R8年度：概ね6千億円、R9年度：概ね8千億円、R10年度：概ね1兆円

② 県が納付金を市町村に割り当てます



③ 燕市で税率を決定します

- 以下のいずれかを検討し、採用予定
1. 県が通知した標準保険料率
 2. 納付額から適正な税率を試算したもの